

虐待防止(高齢者・児童虐待)のための指針

1 虐待防止のための基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当院では利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1)身体的虐待

暴力的行為などで患者(利用者)の身体に外傷や痛みを与える恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく体を拘束すること。

(2)介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、患者(利用者)の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3)心理的虐待

脅しや屈辱等の言葉や威圧的な態度、無視や嫌がらせなどにより患者(利用者)に精神的情緒的な苦痛を与えること

(4)性的虐待

患者(利用者)にわいせつな行為をすること。また患者(利用者)にわいせつな行為をさせること

(5)経済的虐待

患者(利用者)の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金額の使用を制限すること

3 虐待防止検討委員会その他事業所組織に関する事項

当院は虐待及び虐待と疑われる事案の発生防止などに取り組むにあたり虐待対応委員会を設置すると共に虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1)設置の目的

虐待防止の発生の防止・早期発見に加え、虐待などが発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討すると共に、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2)虐待対応委員会の構成委員

- ・委員長は病院長が務める。
- ・委員会の委員は、事務長・小児科医長・総合診療科医長・総看護師長・師長・社会福祉士・訪問看護看護師とする。

(3)虐待防止委員会の開催

- ・委員会は身体拘束適正化委員会と共に行う
- ・虐待発生など必要な際は随時委員会を開催する。

(4)虐待防止委員会の審議事項

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等職員周知に関する事
- ②虐待防止の指針マニュアルなどの整備に関する事
- ③虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関する事
- ④職員の人権意識を高める研修計画策定に関する事
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関する事
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関する事

(5)虐待防止担当者の専任

・虐待防止の担当者は社会福祉士とする。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止研修は基礎内容などの適切な知識を普及、啓発するものであると共に、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

(1)定期的な研修の実施(年 1 回以上)

(2)新任職員への研修実施

(3)必要な教育・研修の実施

(4)実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

5 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1)虐待が発生した場合、速やかに報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は総務課に報告し厳正に対処する。

(2)緊急性の高い事案の場合は警察などの協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待などが発生した場合の相談・報告体制

(1)利用者、利用家族、職員等から虐待の通報を受けた場合、本指針に従って対応する。相談窓口は3(5)で定められた虐待防止担当者とする。なお虐待者が担当者の場合は上席者に相談する。

(2)利用者の居宅において虐待等が発生した場合は虐待防止担当者に報告し速やかな解決につなげるように努める。

(3)病院内で虐待が発生した場合は虐待防止担当者に報告し速やかな解決につなげるよう努める。

(4)院内における虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し。職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す

(5)病院において虐待が疑われる事例が発生した場合は速やかに委員会を開催し事実確認をすると共に、必要に応じて関係機関に通報する。

7 成年後見制度利用支援に関すること

患者及びその家族より成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合は利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口案内する等の支援を行う。

8 虐待などに係わる苦情解決方法

(1)虐待などの苦情相談については苦情受付内容を担当者に報告する。

(2)苦情相談窓口で受け付けた内容は個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3)対応の結果は相談者に報告する。

9 利用者などに対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室などに備え付ける。ホームページにも掲載する。

10 その他の虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止などのための内部研修の他外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの向上を目指すよう努める。

附則

この指針は令和 7 年9月 27 日より施行する